

揮発油税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(未納税移出をすることができる揮発油及び場所)

第五条 法第十四条第一項第四号に規定する政令で定める目的に充てるための揮発油は、次の各号に掲げるものとし、同項第四号に規定する政令で定める場所は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一・二 省略

三 法第十四条第一項の規定に該当する揮発油を同項各号に定める場所に移入した者が、その移出に係る製造場に戻すための揮発油 当該製造場

四 省略

(未納税移出に係る承認の申請等)

第五条の二 法第十四条第一項第五号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 七 省略

2 法第十四条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合

次に掲げる事項を記載した書類

イ 移入場所の所在地及び名称

ロ 移入した揮発油の数量

ハ 移入の理由又は目的

ニ 移入の年月日

ホ その他参考となるべき事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該揮発油が法第十四条第一項第一号から第四号までに規定する目的又は前項第四号に規定する理由若しくは目的で同条第一項各号に定める場所に移入されたこと並びに当該揮発油に係る前号イ、ロ及びニに掲げる事項を当該揮発油を移入した者が証する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ

改正前

(未納税移出をすることができる揮発油及び場所)

第五条 法第十四条第一項第三号に規定する政令で定める目的に充てるための揮発油は、次の各号に掲げるものとし、同号に規定する政令で定める場所は、当該各号に掲げる場所とする。

一・二 同上

三 法第十四条第一項の規定に該当する揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者が、その移出に係る製造場にもどすための揮発油 当該製造場

四 同上

(未納税移出に係る承認の申請等)

第五条の二 法第十四条第一項第四号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 七 同上

2 法第十四条第二項に規定する政令で定める書類は、当該揮発油の移入をする者が同条第一項第一号から第三号までに規定する目的又は同項第四号

に掲げる理由若しくは目的で当該揮発油の移入をすることを証する書類並びに当該移入をした者が作成した書類で当該揮発油の数量及び当該揮発油に係る第六項第二号から第六号までに掲げる事項を記載したものである。

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号及び第十条の四第二号において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて、当該揮発油を移入した者により、当該電磁的記録に記録された情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この号及び第十条の四第二号において同じ。）が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であつて財務省令で定めるものをいう。第十条の四第二号において同じ。）が提供されているものを含む。次条第一項第二号において「未納税移入証明書」という。）に基づき、前号イからホまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

3 法第十四条第三項第一号（法第十五条第三項及び第十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一・二 省 略

三 法第十四条第二項、第十五条第二項又は第十六条の三第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書に添付することができない理由

四・五 省 略

4 法第十四条第三項第二号（法第十五条第三項及び第十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならぬ。

一・二 省 略

三 法第十四条第二項、第十五条第二項又は第十六条の三第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することができない理由

四・五 省 略

5 税務署長は、法第十四条第三項第二号（法第十五条第三項及び第十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の承認を与える場合には、当該承認の申請者に対し、承認を与える旨及び同号に定める日を記載した書類を交付するものとする。

3 法第十四条第三項第一号（法第十五条第三項及び第十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一・二 同 上

三 法第十四条第二項、第十五条第二項又は第十六条の三第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書に添付することができない理由

四・五 同 上

4 法第十四条第三項第二号（法第十五条第三項及び第十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならぬ。

一・二 同 上

三 法第十四条第二項、第十五条第二項又は第十六条の三第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することができない理由

四・五 同 上

5 税務署長は、法第十四条第三項第二号（法第十五条第三項及び第十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の承認を与える場合には、当該承認の申請者に対し、承認を与える旨及び同号に掲げる日を記載した書類を交付するものとする。

## (未納税移出に関する特例)

第五条の三 法第十四条の二第一項に規定する揮発油の製造者は、当該揮発油につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

- 一 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合  
前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 未納税移入証明書に基づいて、前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

2 法第十四条の二第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 移出をする製造場の所在地及び名称
- 三 移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該揮発油を継続して移入する場所であることの事実

四 移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称

五 移出の理由又は目的

六 申請の理由

七 その他参考となるべき事項

3 法第十四条の二第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二 移入場所の所在地及び名称並びに当該移入場所が当該揮発油を継続して移入する場所であることの事実

三 移入の理由又は目的

四 移出者の住所及び氏名又は名称

五 移出をする製造場の所在地及び名称

六 申請の理由

七 その他参考となるべき事項

4 税務署長は、前二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認を与えるときはその旨及び法第十四条の二第一項又は第二項の規

定が適用されることとなる最初の日を、承認を与えないときはその旨及びその理由を当該承認の申請者に対し、書面により通知しなければならない。5 税務署長は、法第十四条の二第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項又は第二項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。

6 法第十四条の二第一項第二号の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号  
二 当該承認に係る製造場の所在地及び名称  
三 当該承認に係る移出先の所在地及び名称並びに当該移出先に移入して  
いた者の住所及び氏名又は名称

四 当該承認を受けた年月日  
五 届出の理由

六 法第十四条の二第一項の規定の適用を受けないこととなる年月日  
七 その他参考となるべき事項

7 法第十四条の二第二項の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号  
二 当該承認に係る移入場所の所在地及び名称  
三 当該承認を受けた年月日  
四 届出の理由  
五 法第十四条の二第二項の規定の適用を受けないこととなる年月日  
六 その他参考となるべき事項

(未納税引取りの承認の申請等)

第六条 法第十四条の三第一項の承認を受けて揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。

一 七 省 略

2 法第十四条の三第一項又は第十六条の五第一項の承認を受けて引き取られた揮発油を当該承認に係る引取先に移入した者は、直ちに次に掲げる事項を記載した書類を当該引取先の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(未納税引取りの承認の申請等)

第六条 法第十四条の二第一項の承認を受けて揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。

一 七 同 上

2 法第十四条の二第一項又は第十六条の四第一項の承認を受けて引き取られた揮発油を当該承認に係る引取先に移入した者は、直ちに次に掲げる事項を記載した書類を当該引取先の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

ならない。

一六 省略

3 第五条の二第七項の規定は、法第十四条の三第六項の命令について準用する。

(未納税引取りを認める揮発油及び場所)

第七条 法第十四条の三第一項第三号に規定する揮発油を引き取ろうとする者が政令で定める目的に充てるための揮発油は、次の各号に掲げるものとし、同項第三号に規定する政令で定める場所は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一三 省略

(亡失証明書の交付手続)

第八条 法第十四条第四項（法第十五条第三項及び法第十六条の三第三項において準用する場合を含む。）又は法第十四条の三第八項（法第十六条の五第四項において準用する場合を含む。）に規定する亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を当該税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一・二 省略

三 亡失した揮発油の数量、移出又は引取りの理由又は目的、移出又は引取りの年月日（当該揮発油が法第十四条の三第一項又は法第十六条の五第一項の承認を受けたものであるときは、当該承認を受けた年月日及び当該承認番号）、移出先又は引取先その他当該亡失した揮発油に関し参考となるべき事項

(移出に係る航空機燃料用揮発油の免税手続)

第十条の四 法第十六条の三第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合に次に掲げる事項を記載した書類

イ 移入場所の所在地及び名称

ロ 移入した揮発油の数量

ハ 移入の年月日

ばならない。

一六 同上

3 前条第七項の規定は、法第十四条の二第六項の命令について準用する。

(未納税引取りを認める揮発油及び場所)

第七条 法第十四条の二第一項第二号に規定する揮発油を引き取ろうとする者が政令で定める目的に充てるための揮発油は、次の各号に掲げるものとし、同号に規定する政令で定める場所は、当該各号に掲げる場所とする。

一三 同上

(亡失証明書の交付手続)

第八条 法第十四条第四項（法第十五条第三項及び法第十六条の三第三項において準用する場合を含む。）又は法第十四条の二第八項（法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。）に規定する亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を当該税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一・二 同上

三 亡失した揮発油の数量、移出又は引取りの理由又は目的、移出又は引取りの年月日（当該揮発油が法第十四条の二第一項又は法第十六条の四第一項の承認を受けたものであるときは、当該承認を受けた年月日及び当該承認番号）、移出先又は引取先その他当該亡失した揮発油に関し参考となるべき事項

(移出に係る航空機燃料用揮発油の免税手続)

第十条の四 法第十六条の三第二項に規定する政令で定める書類は、当該揮発油の移入をする者が同条第一項に規定する用途に供するため当該揮発油の移入をすることを証する書類及び当該移入をした者が作成した書類で次に掲げる事項を記載したものであるとする。

一 移入場所の所在地及び名称

二 移入した揮発油の数量

三 移入の年月日

二 其他参考となるべき事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該揮発油が法第十六条の三第一項に規定する場所に移入されたこと及び当該揮発油に係る同号イからハまでに掲げる事項を当該揮発油を移入した者が証する書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて、当該揮発油を移入した者により、当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が提供されているものを含む。第十条の六第一項第二号において「免税移入証明書」という。）に基づき、前号イからニまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

（航空機燃料用揮発油の用途外消費等の承認手続）

第十条の五 法第十六条の三第五項ただし書（法第十六条の五第四項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 九 省 略

（移出に係る航空機燃料用揮発油の免税に関する特例）

第十条の六 法第十六条の四第一項に規定する揮発油の製造者は、当該揮発油につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移入した者が同一である場合

第十条の四第一号イからニまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法

二 前号に掲げる場合以外の場合 免税移入証明書に基づいて、第十条の

四第一号イからニまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

法第十六条の四第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二 移出をする製造場の所在地及び名称

三 移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該揮発油を継続して移

入する場所であることの実

四 移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称

四 移出者の住所及び氏名又は名称

五 移出がされた製造場の所在地及び名称

六 其他参考となるべき事項

（航空機燃料用揮発油の用途外消費等の承認手続）

第十条の五 法第十六条の三第五項ただし書（法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 九 同 上

- 五 申請の理由
- 六 その他参考となるべき事項
- 3 法第十六条の四第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。
  - 一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
  - 二 移入場所の所在地及び名称並びに当該移入場所が当該揮発油を継続して移入する場所であることの事実
  - 三 移出者の住所及び氏名又は名称
  - 四 移出をする製造場の所在地及び名称
  - 五 申請の理由
  - 六 その他参考となるべき事項
- 4 第五条の三第四項の規定は、前二項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第十四条の二第二項」とあるのは、「第十六条の四第一項」と読み替えるものとする。
- 5 第五条の三第五項の規定は、法第十六条の四第三項において準用する法第十四条の二第四項の規定により承認を取り消す場合について準用する。この場合において、第五条の三第五項中「同条第一項」とあるのは、「法第十六条の四第一項」と読み替えるものとする。
- 6 第五条の三第六項及び第七項の規定は、法第十六条の四第一項第二号又は第二項の承認を受けた者に係る同条第三項において準用する法第十四条の二第五項の届出書について準用する。この場合において、第五条の三第六項第六号中「第十四条の二第一項」とあるのは「第十六条の四第一項」と、同条第七項第五号中「第十四条の二第二項」とあるのは「第十六条の四第二項」と読み替えるものとする。

(引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税手続)

第十条の七 法第十六条の五第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その引き取ろうとする揮発油が同項に規定する用途に供されるものであることを証する書類を添付して、これを当該税関長に提出しなければならない。

一六 省 略

(記帳義務)

(引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税手続)

第十条の六 法第十六条の四第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その引き取ろうとする揮発油が同項に規定する用途に供されるものであることを証する書類を添付して、これを当該税関長に提出しなければならない。

一六 同 上

(記帳義務)

第十七条 揮発油の製造者（法第十四条第六項、第十四条の三第五項又は第十六条の三第七項（法第十六条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により揮発油の製造者とみなされる者を除く。）は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。ただし、第五号中受取人に関する事項については、揮発油の製造者若しくは販売業者又は揮発油を原料とする他の物品の製造業者が受取人である場合に限る。

一～六 省 略

2 法第十四条第六項又は第十四条の三第五項の規定により揮発油の製造者とみなされる者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。この場合において、前項ただし書の規定は、第二号中受取人に関する事項について準用する。

一・二 省 略

3 省 略

4 揮発油の販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。この場合において、第一項ただし書の規定は、第二号中買受人に関する事項について準用する。

一～三 省 略

5 省 略

6 法第十六条の三第一項又は第十六条の五第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一～四 省 略

### 附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

第十七条 揮発油の製造者（法第十四条第六項、法第十四条の二第五項又は法第十六条の三第七項（法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により揮発油の製造者とみなされる者を除く。）は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。ただし、第五号中受取人に関する事項については、揮発油の製造者若しくは販売業者又は揮発油を原料とする他の物品の製造業者が受取人である場合に限る。

一～六 同 上

2 法第十四条第六項又は法第十四条の二第五項の規定により揮発油の製造者とみなされる者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。前項ただし書の規定は、第二号中受取人に関する事項について準用する。

一・二 同 上

3 同 上

4 揮発油の販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。第一項ただし書の規定は、第二号中買受人に関する事項について準用する。

一～三 同 上

5 同 上

6 法第十六条の三第一項又は法第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一～四 同 上